

議案第36号

狭山市いじめ問題審議・調査委員会条例

条例別紙のとおり

平成26年8月29日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、狭山市いじめ問題審議・調査委員会を設置したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市いじめ問題審議・調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、狭山市いじめ問題審議・調査委員会（以下「審議・調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議・調査委員会は、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項について審議する。

2 前項に規定するもののほか、審議・調査委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(組織)

第3条 審議・調査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、いじめの問題に関し専門的な知識経験を有する者のうちから、狭山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を審議し、又は調査するため必要があるときは、審議・調査委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議又は調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議・調査委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議・調査委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議・調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(意見の聴取等)

第8条 審議・調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議・調査委員会の庶務は、教育委員会が別に定める部局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議・調査委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表学校給食センター監査員の項の次に次のように加える。

いじめ問題審議・調査委員会委員	日額 7,200	
-----------------	----------	--